

- ロ 上部工の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
- ハ 杭に作用する軸方向力が地盤の破壊に基づく抵抗力を超える危険性が限界値以下であること。
- 四 補剛部材を有する構造の場合にあっては、主たる作用が変動波浪、レベルー地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、補剛部材及び格点部の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 3 第四十九条から第五十二条までの規定は、構造形式に応じて、栈橋の土留部の性能規定について準用する。

(浮栈橋の性能規定)

第五十六条 第四十八条第一項(第二号を除く。)の規定は、浮栈橋の性能規定について準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、浮栈橋の性能規定は、構造形式に応じて、次の各号に定めるものとする。
 - 一 利用状況に応じた浮体の動揺及び傾斜が許容される範囲内となる所要の諸元を有すること。
 - 二 主たる作用が変動波浪である変動状態に対して、浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。
 - 三 対象船舶の諸元及び浮栈橋の利用状況に応じた所要の乾舷を有すること。
 - 四 主たる作用が変動波浪、レベルー地震動、船舶の接岸及び牽引並びに載荷重である変動状態に対して、次の基準を満たすこと。
 - イ 浮体の部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
 - ロ 浮体の係留設備の部材の健全性及び構造の安定性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 3 前二項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある浮栈橋の性能規定にあっては、主たる作用が設計津波又は偶発波浪である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。
- 4 第六十五条及び第九十五条の規定は、利用状況に応じて、浮体の連絡設備の性能規定について準用する。

(物揚場の性能規定)

第五十七条 第四十八条から第五十二条まで又は第五十五条の規定は、構造形式に応じて、物揚場の性能規定について準用する。

(船揚場の性能規定)

第五十八条 船揚場の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 対象船舶の諸元に応じた所要の水深及び長さを有すること。
- 二 潮位の影響、対象船舶の諸元及び船揚場の利用状況に応じた所要の天端高を有すること。
- 三 利用状況に応じた所要の附帯設備を有すること。
- 2 第四十九条から第五十二条までの規定は、構造形式に応じて、船揚場の揚陸部の性能規定について準用する。
- 3 船揚場の舗装の性能規定は、次の各号に定めるものとする。
 - 一 荷役が安全かつ円滑に行えるように所要の諸元を有すること。
 - 二 主たる作用が載荷重である変動状態に対して、舗装の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
 - 三 主たる作用が水圧及び変動波浪である変動状態に対して、斜路部の舗装の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

(海洋再生可能エネルギー発電設備等の下部工の性能規定)

第五十九条 海洋再生可能エネルギー発電設備等の下部工の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

- 一 利用状況に応じた所要の附帯設備を有すること。
- 二 主たる作用が載荷重及び変動波浪である変動状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。
- 三 主たる作用が載荷重、変動波浪、レベルー地震動並びに船舶の接岸及び牽引である変動状態に対して、